

事務連絡  
令和8年2月3日

各 位

東京都福祉局障害者施策推進部  
就労支援担当課長

令和7年度「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業者への  
指定協議説明会の開催について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。都では、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業所（以下「事業所」という。）の開設を検討している事業所を対象として、事業の理解を深めていただくため、下記のとおり「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業者指定協議説明会（以下「説明会」という。）を開催しています。

新たに「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業所の開設を考えている法人には、必ず出席いただきますようお願い申し上げます。指定の協議に際して、説明会への出席が指定協議開始の条件となりますことを申し添えます。

なお、令和5年度から、障害福祉サービス事業者の指定申請受付等に係る事業を公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。

記

1 説明会名

令和7年度「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」事業者指定協議説明会

2 目的

事業所の開設を検討している事業所の管理者等に、事業の理解を深めていただくため。

3 対象者

新たに事業所の開設を検討している法人の指定協議担当者並びに事業所の管理者等（予定者含む）の職員。なお、管理者は、相談開始までに説明会に出席することが必須となります。説明会に出席した管理者が変更になる場合は、問合せ先までご連絡ください。

4 開催日程及び申込期限

開催日程：令和8年3月2日（月）から令和8年3月10日（火）まで

申込期間：令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）午後5時まで

※今年度の説明会は3月説明会が最後となります。来年度の詳細の開催日時は募集時にお知らせいたします。

## 5 申込方法

下記 URL よりお申し込みください。申込は指定を受ける事業所ごとに行ってください。申込期間外は申込をすることができませんので、御留意ください。

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/shogaishitei/>

## 6 申込の確定

上記5により申込されると、直後に「受付完了メール」を自動送信いたします。「受付完了メール」が届いた時点で申込確定となります。お問い合わせの際に必要になりますので、誤ってメールを削除することのないよう御注意ください。

もし「受付完了メール」が届かない場合には受付終了日の午後5時までに問合せ先まで電話にて御連絡ください。

※ 「shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp」からのメールが確実に受信できるよう、迷惑メール設定などを予め御調整ください。

## 7 開催方法

オンラインにて開催します。

申込期間内に申込をされた事業所に対して、動画視聴開始日前日（2/27（金））までに、視聴方法をメールでお送りします。申込みをしたにもかかわらずメールが確認できない場合は、動画視聴開始日までに、お電話にてお問い合わせください。

メールは「shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp」より送信されますが、こちらのアドレスに返信いただいても、回答することができません。

## 8 資料について

「東京都障害者サービス情報」に掲載します。

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-014>

## 9 その他

- (1) 令和7年度から同一法人の複数事業所同時開設が可能となっています。
- (2) 申請予定の事業所ごとに申し込みください。
- (3) 指定の協議については、管理者の説明会参加が必須となるほか、説明会における有効期限を参加月後1年間とし、それまでに事業計画等の提出がない場合は、再度説明会へ御出席いただきます。
- (4) 厚生労働省より、新規事業所に限り令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する案が発表されています。詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。本件は国で検討中の事項であるため、公表されている以上のことについては東京都及び東京都福祉保健財団では回答できませんのでご了承ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

### 【お問合せ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室就労担当

電話 03-6302-0308